

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）の施行に伴い、課税限度額を引き上げるものです。

2 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を「58万円」から「61万円」に改めます。

	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基 礎 課 税 額	<u>61万円</u>	<u>58万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円
合 計	<u>96万円</u>	<u>93万円</u>

※ 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は、改正を行いません。

3 課税限度額対象世帯数

国保世帯数 8,837世帯（令和元年6月30日現在）

	改正後	改正前	増減
基 礎 課 税 額 分	149世帯 （国保世帯のうち 1.69%）	163世帯 （国保世帯のうち 1.84%）	▲14世帯

4 改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

（令和元年6月30日賦課基準）

	増加見込額
基 礎 課 税 額 分	4,710,000円

5 施行期日

令和2年4月1日

議案第 号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 月 日提出

富里市長

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第24条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>